

雇用保険制度の各種給付の概要

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の影響により、平成16年8月以降、雇用保険の各種給付を受けていた方の給付額が低く計算されている可能性があります。下記の方々に対する給付を受けていたことについてお心当たりのある場合は、同封の届出用紙などにご記入をいただき、返信用封筒にてご返信いただきますようお願いいたします。

雇用保険の各種給付の概要（※給付率は過去のものとは異なる場合があります）

<離職し、お仕事を探されていた方、教育訓練を受講されていた方>

●基本手当（付随する延長給付等を含んだ追加給付額の平均は約1,345円）

（お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載）

一般被保険者の方が離職し、一定の要件を満たしている場合に、直近6か月の平均賃金日額の45～80%（以下「基本手当日額」といいます。）を離職時の年齢などに応じて90～360日分支給。

●高年齢求職者給付金（追加給付額の平均は約414円）

（お知らせの受給時期欄に、給付を受けるために来所した「認定日」を記載）

65歳以上の被保険者の方が離職し、一定の要件を満たしている場合に、基本手当日額を30日または50日分支給。

●特例一時金（追加給付額の平均は約505円）

（お知らせの受給時期欄に、給付を受けるために来所した「認定日」を記載）

季節的業務に就いていた被保険者の方が離職し、一定の要件を満たしている場合に、基本手当日額を30日（当面の間40日）分支給。

●教育訓練支援給付金（追加給付額の平均は約967円）

（お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載）

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の方の受講期間中の支援として、基本手当日額の80%（平成30年1月1日より前に専門実践教育訓練を受講開始した方は50%）を訓練受講中に支給（平成26年10月～令和3年度末までの暫定措置）。

<基本手当を受給中に、一時的に就業した方、傷病により働けなくなった方>

●傷病手当（追加給付額の平均は約646円）

（お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載）

基本手当の受給資格者の方が疾病・負傷のために働くことができなくなったことにより、基本手当の支給を受けることができないことを認定された日について支給。

●就業手当（追加給付額の平均は約168円）

（お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載）

基本手当の受給資格者の方が、一時的に就業した場合であって、所定給付日数の1/3以上かつ45日以上を残して就業した場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%を支給。

<公共職業訓練の受講等により給付日数が延長された方>

●個別延長給付

難病患者、発達障害等または災害などにより離職した方が、所定給付日数を過ぎても就職できない場合など、一定の場合に最大120日間給付日数を延長。

●訓練延長給付

公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する方に対して、最長2年間の訓練について訓練終了まで給付日数を延長。

●広域延長給付

雇用状況などを踏まえ居住地域での就業が困難であると判断される場合、厚生労働大臣が指定する時期、地域において、90日間給付日数を延長。東日本大震災、熊本地震の際に指定。

●地域延長給付

倒産、解雇、雇止めなどにより離職された方が、雇用情勢の悪い地域に居住していた場合に公共職業安定所長が認める場合に、最大60日間給付日数を延長（平成29年4月～令和3年度末までの暫定措置）。

詳しくはコチラ https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_summary.html → 裏面もご参照ください。



雇用保険の各種給付の概要（※給付率は過去のものとは異なる場合があります）

<再就職された方>

●再就職手当(追加給付額の平均は約392円)

（お知らせの受給時期欄に、「再就職の日」を記載）

基本手当の受給資格者の方が安定した職業に就いた場合であって、所定給付日数の1/3以上を残して就職した場合に、所定給付日数の60%（所定給付日数を2/3以上残して再就職した場合は所定給付日数の70%）に基本手当日額を乗じた額を支給。

●就業促進定着手当(追加給付額の平均は約190円)

（お知らせの受給時期欄に、「再就職の日」を記載）

再就職手当の受給者が再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた場合、低下した賃金の6か月分を支給（再就職手当支給前の支給残日数の40%（再就職手当の給付率が70%の場合は30%）が上限）。

●常用就職支度手当(追加給付額の平均は約178円)

（お知らせの受給時期欄に、「再就職の日」を記載）

障害者、45歳以上の再就職援助計画の対象者等が安定した職業に就いた場合であって支給残日数が所定給付の1/3未満である場合に支給残日数の40%に基本手当日額を乗じた一時金を支給。

<60歳以降も雇用が継続された方、育児・介護で休業された方>

●高年齢雇用継続基本給付金(追加給付額の平均は約22,655円)

（お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載）

被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の方が、60歳以後も継続して雇用され各月に支払われる賃金が、60歳時点の賃金額と比較して75%未満となった場合に、賃金の低下の状況に応じた給付率（最大15%）を60歳以後の各月の賃金に乗じた額を65歳に達する月まで支給。

●高年齢再就職給付金(追加給付額の平均は約22,655円)

（お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載）

基本手当を受給した後、所定給付日数を100日以上残して、60歳以後に再就職し、再就職後の賃金が基本手当日額の算定の基礎となった賃金月額額の75%未満となった場合、賃金の低下の状況に応じた給付率（最大15%）を各月の賃金額に乗じた額を支給（残日数が200日以上の場合は2年間、100日以上200日未満は1年間）。

●育児休業給付(育児休業者職場復帰給付金を含んだ追加給付額の平均は約3,099円)

（お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載）

1歳未満の子を養育するため休業する者（要件を満たせば2歳に達する日の前日まで延長可能）に、休業期間中、休業前の賃金月額額の67%（休業開始から通算180日まで。181日以降は50%）（育児休業基本給付金については賃金月額額の20～30%）を支給。

●育児休業者職場復帰給付金

（お知らせの受給時期欄に、「育児休業終了後6か月を経過した日」を記載）

育児休業基本給付金を受給し、職場復帰後6か月間雇用が継続された方に、休業前賃金月額額の5%～20%を休業期間中の支給単位期間数等に乗じて支給。

●介護休業給付(追加給付額の平均は約364円)

（お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載）

対象家族の介護のため介護休業を取得する場合に、休業前の賃金月額額の67%を3か月間支給。

雇用保険制度に類する各種給付の概要

<早期再就職を促進するための給付金-(平成17年3月31日までの給付金)->

●早期就業支援金(追加給付額の平均は約155円)

（お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載）

就業手当の支給対象となる方が、所定給付日数の2/3以上を残して一時的に就業した場合、基本手当日額の40%を就業日ごとに支給。

●早期再就職支援金(追加給付額の平均は約155円)

（お知らせの受給時期欄に、「再就職の日」を記載）

再就職手当の支給対象となる方が、所定給付日数の2/3以上を残して安定した職業に就いた場合、所定給付日数の残日数の40%に基本手当日額を乗じた額を支給。

<ご注意ください>

平成16年8月1日～平成17年3月31日までに就業・再就職し、早期就業支援金、早期再就職支援金を受給された方の当該追加給付は、その他の給付に比べ、お支払いまでに一定の期間がかかりますのでご承知おください。

